

近代の神宮式年遷宮と御巫清直

八幡 崇 経

はじめに

明治四年七月、神宮御改正により伝統的な神宮の職制などについて改正が行われた。そして神宮の祭祀についても大きな変化を余儀なくされた。何度かの変更をみながら明治七年『神宮明治祭式』が編纂され、神宮の新しい祭式制度の整備が行われた。これより前、明治二年の第五十六回式年遷宮については、明治四年の御改正以前であったため旧制度のままに斎行された。しかしながら明治二十二年度の遷宮を迎えるにあたって、職制が全く変更になったうえは新たな祭式の制定を必要とするものであった。この問題については明治十三年以降準備が本格化する事になるが、この課題に大きな影響を及ぼしたのはこの当時神宮祭主を勤められていた久邇宮祭主の真摯な古儀復興の決意であり、蘭田守宣や御巫清直達神宮考証学者の努力の成果でもあった。以下の報告では近代の式年遷宮の様々な問題が、新しい近代の神宮制度の上でどのようなようにして再編されたかを、御巫清直という一人の神宮考証学者の足跡を追いながら検証しようとするものである。

一、明治二十二年遷宮の経緯

明治四年に神宮の制度の改正が行われ、両宮一致の祭式と神主をはじめとする職役の世襲が廃止となった。このような職制の変化で重大な影響を及ぼしたのは祭儀の継承であった。すなわち従来、各職役毎に世襲・株仲間を通じて伝えられたものがこの改革により途切れ、また祭典そのものも改廃が行われた。⁽¹⁾そこで新たな祭式の編制をみなくてはならないこととなり、それは明治七年頃に『神宮明治祭式』と呼ばれ一応集大成され刊行される事になる。⁽²⁾一方で祭儀継承の組織的な方途として明治以降、神宮司庁という事務所を設置した中に「祭典課」という、祭祀を専門に担当する部署を配置した。⁽³⁾そこは祭儀執行を主務とするものであり、また考証が行われた。そして、神宮としては教部省、内務省や式部寮との交渉の中で改変を進めていった。このように、従来主に世襲で伝えられてきたものを考証し、再編して組織として継承する方法がとられるようになったといつてよいであろう。故に近代における神宮の特徴は、この祭典課の設置に特徴があるといつても過言ではない。またあるべき姿への是正のために考証がおこなわれ、国家的な背景の下に積極的に進められたといつてよいであろう。

さて明治二十二年遷宮の準備はこのような組織の大幅な改正の流れの中でスタートすることとなった。これより先、神宮改革の先駆者で前任の少宮司浦田長民には、明治五年八月に「神宮造營遷御之儀見込」があり、「大宮院の整備と域内不要殿舎の撤却」が真剣に討議されていた。⁽⁴⁾具体的には明治八年一月、当時の三条西祭主よりご造営改正予定の上申が行われた。この上申書は旧来幕府に対して遷宮執行十五年前に提出していた「御材木差山願」に相当するもので、御改正後も一年遅延したものの前例を踏襲し、新政府への願い書提出になったものと考えられる。⁽⁵⁾これによれば、すでに当時現状の改正、延暦、延喜の正式と歴史精査の上での古儀復興の考えが明確にあった事を知る事が

出来る。しかしながら前例を踏襲しての上申とはいえ、その具体的な内容については不明である。⁽⁶⁾

さて、この上申書を提出後まもなく、明治八年七月十二日に祭主は久邇宮朝彦親王に代わる事となった。⁽⁷⁾ 最初の皇族祭主となられた親王は、やはりこの遷宮準備に直面する事になり、そこでさらに遷宮の方針を明確なものとする事となる。⁽⁸⁾

その準備の最初の仕事である御杣山の設定については、明治十一年六月七日上申、内務省より同年九月十一日に、「明治二年度ノ式両様取調更二三重県へ申出」るようにとの指令であった。しかしながら造営の組織が整っていないかつたこと、また旧式考証のため古典旧記を参考にして「新古両式取調可申ニ付而者差向入費出方無之候ハ、取調相兼」ぬること、前回遷宮の明治二年度については「当庁開置已前ニ係旧禰宜旧作所等ニ而取扱候間、引続之帳簿整理」されていないため、新旧の取調べが手間取ったことが上げられている。⁽⁹⁾

このようにして内務省側の対応の遅れだけでなく、神宮側での本格的な新旧両式の比較、また旧式の考証をもって近代の遷宮のあるべき姿の追及がかなりの時間を要したのも一因のようである。その後、同十四年八月、同年十二月七日と数度にわたって上申したが、内務省側の対応が何等進展せぬまま、ようやく翌同十五年一月十二日に「施工の順序と遷宮諸祭典執行方を巨細取調報告」するように求められ、翌二月十日、山口祭が切迫している旨報告したところ、同年四月に御杣山決定、併せて伺った山口祭祭典執行方も伺の通りの許可となった。

以上が近代の神宮式年遷宮最初の山口祭に至る経緯であり、このころに当度の造営の方針、祭典の新たな編成の基本方針が固められたと考えられる。⁽¹⁰⁾

さてここでは御巫清直の初期の動きに的を絞り、造営における古儀復興に対する基本的な考え方と、祝詞の制定についてみてみたい。

三、造營の方針について

さて式年遷宮について幾らかでも是正しようとする場合、その基準はどこにおかれるべきであろうか。中絶が無く継承されているならばともかく、中世の百二十年余の空白を埋めるのは至難の技でしかない。それは造營に止らず御装束神宝についても然りであった。しかし御装束神宝の場合幸いなのは、大正九年頃より造神宮使庁、内務省神社局、神宮司庁の三者により「御装束神宝古儀調査会」が発足し、専門的な研究討議がなされたことであろう。御装束神宝は社殿同様、現物が残されていない恨みはあるが、同時代、類似品を参考に技術的な問題を含め検討を行うことができた。その際の基本方針、すなわち古儀調査の基準の難しさについてみるとつぎのように吐露している。⁽¹⁾

考フルニ上代ノ記録ハ簡ニシテ、或ハ則スルニ容易ナルベシト雖モ、後ノ記録ヲ顧ミズシテ定メンコトハ疎ナリ。又、後ノ記録ハ比較的詳細ナリト雖モ、上代ニ派フズンバ解シ難キコト多シ。又、両宮以下ノ記録ヲ比較スルニ、詳細ナルモノハ時代ノ懸隔アリ。(下略)

以上のように、基準とすべき史料の時代設定は難しい問題が残されていることを露呈している。単に最古の史料に依拠すれば表記が簡単過ぎる。かといって後代のもを基準とすると詳細に記されていても古代の史料を参考にしなれば不明の点も多く、二律背反の苦心がありありと出ている。またさらにこの問題を複雑にしているのは内宮と外宮の格差である。両宮を比べると外宮の方が後世の加増著しく、基準の置きかたによれば内宮より鄭重に成り過ぎる可能性があることである。このように御装束神宝の場合、単に古儀復古といつても一様ならざる難しさがあったことが分かる。

それでは殿舎造營の方針については如何であろう。上述の通り、明治十一年の内務省への上申、九月十一日県より

の通達の後、旧儀取調べが本格的になり、同十三年五月には『御造宮殿舎古儀・明治二年度現在・明治二十二年度見込帳』など、明治二年度の旧式を踏まえ、神宮司庁としての基本方針が完成し祭主宮へ送付された⁽¹²⁾。この遷宮準備の段階に御巫清直は直接造営のことには関わっていない。本格的に関わることになるのは、明治十三年十月造宮係を拜命してからである。それまでは当時禰宜職で祭典課長であり造宮係を兼勤した藺田守宣(明治十一年十二月十一日禰宜免官、明治十五年三月二十二日禰宜任官、同十六年八月二十五日免官)等が中心となっていた。しかし藺田守宣はその後禰宜職をやめて造宮係長に専念し、新旧の調査、古儀の考証、計画作成にあたることになった。それはとりもなおさず上述のように、同年九月の県よりの通達で、古儀調査のために明らかに仕事量が増加したため専務しなければならなかったからと考えられる。

さて、愈々明治十三年六月三日、藺田守宣はそれまでに編纂した『古殿舎丈尺見込』を祭主宮へ送付した。さらに祭主宮の招聘により七月十五日付をもって京都へ上京。古儀丈尺見込についての問に答え、八月一日に帰庁した。藺田守宣がもたらしたものは、祭主宮から直接内意を受けた造替についての「九箇条の照準案」であり、さらに詳細については守宣に申し渡したとされた。これは恐らく藺田守宣が記した古儀丈尺見込に対する考証を元として、新たに統一的な考え方でさらに古儀復興の意味を持たせる考えがあつたにちがいない。その「九箇条の照準案」とは以下の通りである。⁽¹³⁾

両宮并別宮以下造替之件、先般書面ヲ以テ申出之処、別紙箇条ニ照準取斗可有之、委細ハ藺田守宣^正申聞置候也

(明治) 十三年七月廿八日

祭主朝彦親王(印)

宮司田中頼庸殿

第一条

一 両宮正殿ハ「延暦儀式帳」の通改正之事

第二條

一兩宮諸殿舎及諸御門瑞垣等ハ明治二年度ノ通造替、其後御再興改正相成處ハ現在之通造替申立之事
但豊受宮内玉垣南御門ハ本宮第二玉垣南御門丈尺之通可改事

第三條

一外幣殿以下殿舎之玉垣御門等ハ延曆儀式帳其他古儀之通造営申立之事

第四條

一御贄調舎等ハ其事由ヲ認申立之事

第五條

一本宮之内、別宮伊佐奈岐宮、滝原宮、滝原並宮八月読宮同様ノ丈尺ニ造替申立之事

第六條

一豊受宮別宮ノ儀ハ明治二年度之通造替申立之事

第七條

一兩宮御庫ノ儀ハ此度迄ケ所宛増築申立之事

第八條

一兩宮宿衛所ハ延曆儀式(帳)ノ通

本宮

四字

豊受宮

三字

右申立之事

第九條

一務處庁ハ明治二年度ノ通造管申立之事

さて明治四年の制度改革で小木村に隠棲していた御巫清直はその後、明治九年に教部省御用掛を拝命し、三重県北勢地方の式内社の実査・考証等をおこなったり、教部省廃省後は明治十二年に神宮司庁七等出仕に任ぜられ、さらに神宮教院五等教監などを勤めている。この頃、明治十三年に御巫清直は神宮司庁五等出仕として、以後左記のように遷宮の準備に深く携わることになった。

年 月 日 職

担当

明治一三年一〇月二六日 出仕

祭典課造宮係拝命

同一五年 三月 一日

木材取調担当

同一五年 三月二九日 神宮禰宜

同一五年 四月一〇日

造神宮頭兼任

同一五年 五月 三日

造宮係専務

同一七年 七月 一日

編輯係長兼勤

同一九年二月一七日 権禰宜

同一〇年二月二八日 退官

同一二年 一月 四日

儀式課顧問

同一二年 神宮皇學館囑託

さて清直はこの九箇条の照準についてどのような考えであったろうか。それを窺い知ることのできるの、大神宮叢書神宮神事考証後篇に収載されている『皇大神宮諸殿舎古儀丈尺見込意見』、『豊受宮諸殿舎古儀丈尺見込意見』(以下併せて呼ぶ場合には『両宮諸殿舎古儀丈尺見込意見』と称す)である。⁽¹⁴⁾つまりこの九箇条の照準が蘭田守宣の編纂

した兩宮の『古儀丈尺見込』を祭主へ提出し、藪田守宣を京都へ呼び寄せた上で出されたものであろうから、この『古儀丈尺見込』に対して御巫清直が指摘した意見の中に見ることが出来る¹⁵と考えられるからである。以下、関係する箇所について御巫清直の意見を見てみよう。

三条と七条に関連していえば、内宮の「幣殿一院」の箇所が参考となる。それによれば清直の考え方は左の通り。

建久元年遷宮記以後ノ記録等ニ(略)サレハ殿舎ノ古儀ヲ記載スルニ、延暦ノ昔ノ旧風ヲノミ録シテ、中世以降現在ノ位置ヲ注セスハ、遷宮記類ニ述ル所ト齟齬シテ疑滞解ヘキ由ナカルヘシ。若シコ、ニ記載スル儀式帳ノ分量ノ如クスヘク命令アラハ、何レノ地ニカ是ノ二院ヲ置カム。然レハ儀式帳ノ廃制ハ今日顧ルヘカラス。中古改易アリツル旧儀ヲコソ具ニ考定シテ書記スヘカラメトソ思ハル。

続いて五条について、御巫清直は見込帳「月讀宮」の箇所¹⁶で次のように意見を付している。

月讀宮ハ宮号ノ大社ナリケメト、荒魂社、伊佐奈岐社、伊佐奈彌社ハ官社ニモアラヌヲ、月讀宮ト同法量ナルハ不審シ。

八条の兩正宮宿衛屋については『延暦儀式帳』に三間とあるが、その後『類聚大補任』の建暦元年の記事に「今度造加宿直舎老宇、(略)建久不^レ造之、今度可^レ造之由依被^レ仰」とあるのを引いて、「旧ノ三間ニ老宇ヲ造加ストアレハ、ココニ四字トナクテハ會計セス。内宮ニ准シテ四字ニ造加アリシナルヘシ」として、後世に増加が記録上明確に分かるものについては、追加するべきであるとしている。

以上のように各箇条に対比する清直の意見の部分を見ていくと、その目指す古儀考証と守宣の意見の異なる部分を知ることが出来る。これらを含めた御巫清直の指摘の中には、単に史料遺漏の指摘や、禰宜家であった藪田家でなければ分からない史料の部分もあるのは確かである。しかしながらこれらを通じておよそ清直の考証によるべき姿の基準を知ることが出来る。すなわち、単に延暦儀式帳や延喜式までに遡ろうというわけではないことは明瞭

である。清直が「廢制」とまでいう延暦儀式帳、延喜式後の制度の変化整備は無視することが出来ないという立場である。

それでは基準とすべきは何かといえ、その後平安後期から中世にかけて幾多の変遷があるのを前提に、その経緯を踏まえて、およそ遷宮中絶以前の時代の形を基準とすべきという意見であるといえよう。すなわち「永祿正遷宮再興以來ノ新制ニテ、古儀ヲ徴スルニ足ラズ」(『豊受宮諸殿舎古儀丈尺見込意見』土宮条⁽¹⁷⁾)という見方は、清直の古儀造営に復古するための造営の基本方針であるといつてよいであろう。

さて以上のような藺田守宣の『古儀丈尺見込』に対して清直の意見が何時付けられたか不明である。⁽¹⁸⁾ 御巫清直翁伝付録の年譜によれば、明治十五年条に意見を付すと記している。⁽¹⁹⁾ 但その結果といつてよいのだろうか、『明治二十二年遷宮公文類纂』三九工事篇(一)の中に次のような朱筆による追記の指摘がある。⁽²⁰⁾

(朱筆)

別紙ケ条遂ニ成立セス、明治二年度御造営ノ通現在ノ形ヲ以テ御改造ノ事ヲ決定ス

但本件ニツキテハ両宮以下古儀丈尺見込帳(藺田守宣)一冊アリテ、御巫清直付箋ニ弁駁アリ、祭主宮殿下御前會議ヲ開カレ、守宣ト清直討論ノ結果現在ノ形ヲ以テ御改造ノ事トナレリ

ここに記す祭主御前の會議が何時か不明である。年譜に記すように、『古儀丈尺見込意見』に御巫清直が意見を付したのが明治十五年ということであればその後であると思われる。このようにして藺田守宣の当初の『延暦儀式帳』や延喜式当時への、ある意味では極端な復古は必ずしも成らなかつたといつてよいであろう。

しかしながら一方で明治二年に復興した板垣再興の継承、皇大神宮東西宝殿の位置は正など、御巫清直の精緻な考証の結果は反映された造営と成つたのである。⁽²¹⁾ ただし御巫清直の意見が全て通つたわけではない。⁽²²⁾ その結果は明治二年度の通りの形での造替に落ち着いたといふべきであろう。

四、祝詞の制定

さて次に、御巫清直が関与したものととして遷宮諸祭の祝詞を上げることが出来る。遷宮諸祭の祝詞は、古く延喜祝詞式の中に関連するものが一部が収載されたり、各時代のものについては、それぞれの時代に記録された遷宮記に一部納められている。遷宮諸祭の祭式については明治二十二年度遷宮の時に、立柱祭以降のものが刊行され、明治四十二年も踏襲された。その後、山口祭からの諸祭式とともに祝詞が出版されるようになったのは昭和四年度遷宮からであり、その後の例となった。⁽²³⁾

しかし明治二年度遷宮までは、旧職制の下でそれぞれの祭儀・行事を担当する職役の者が相伝し他見を許さなかつたためであろうか、近世までのものについては現在のようにまとまって簡単に見える事が出来ない。また造営方が中心となる祭儀については、祝詞そのものがどのような形で奏上されたのか、もしくは無かつたのか不明の点が多い。

嘉永二年度遷宮（外宮）

祝詞担当職役

天保十三年	三月	八日	山口祭	御巫内人
十四年	三月	五日	木造始	祝詞無し
嘉永元年	三月	四日	御形祭	祝詞無し
二年	一月二十五日		地鎮祭	御巫内人
	二月	十二日	立柱祭	祝詞無し
	同月二十七日		上棟祭	祝詞無し

六月	九日	薨祭	祝詞無し
八月	九日	清鉋祭(御戸祭)	祝詞無し
同月	九日	御船代祭	御巫内人
同月	十八日	洗清	
同月	十九日	心御柱祭	祝詞無し(祓詞)
		後鎮祭	御巫内人
同月二十九日		杵築祭	一禰宜
同月	五日	川原祓	大物忌父(祓詞)
同月	同日	遷御	奉遷使(祭主)
同月	七日	一社奉幣	祭主・宮司

一覽表に示したように、外宮の嘉永二年度式年遷宮祭の場合についていえば、祭儀によって御巫内人、禰宜、大物忌父、祭主、宮司がそれぞれ祝詞・祓詞を奏上することとなっている。

さて近世の遷宮記の中には様々な性格を持つものがある。あるものは個人のまたは担当職役上の備忘的なものであったりである。これは往々にして遷宮全体というよりも部分的な記述に止まっている場合が多い。これに対して、遷宮の全般に亘る記録として編纂されたものは公的性格をもち、多くは長官家で編纂された²⁴⁾。そのため記録の性格上、朝廷や幕府との往復文書類、また祭儀・行事の記録としても禰宜の担当するものが中心であり、各職役担当の行事内容についてはそれほど詳しくないのが実状である。祝詞についても同様で、遷宮記の中に収載されるものは禰宜奏上の杵築祭の祝詞か、長官禰宜の被官である公文で清書する奉遷使の奏上する遷御の祝詞程度であった。

近代の神宮式年遷宮の特徴は上述のように、職制の変化により従来世襲等の方法で伝えられて来たものが、組織的

に継承されるような方策がとられたことであった。その一つが遷宮諸祭式の公刊であるといつてよいであろう。近代遷宮最初の明治二十二年度については、立柱祭（明治二十二年斎行分）以後の祭式だけが出版されている。しかし神宮司庁編纂に掛かる『明治己丑遷宮公文類纂』の祭事篇九には祝詞が収載されていて全貌を知ることが出来る。次の明治四十二年度も同様で、さらに昭和四年度遷宮以降になると山口祭以降の遷宮祭式と共に祝詞も刊行されるようになり、以後この形式が恒例となった。

さてここで問題にするのは明治二十二年の祝詞がどのように作られたかということである。現在、神宮文庫には『明治廿二年遷宮諸祭祝詞文』（一門六八七号一冊）が収蔵され、御巫清直の作と伝えられている。それは松木時彦がその内題の下に「御巫清直作文自筆。立柱祭以前ハ他人ノ撰文ナレバ其文体違ヘリ、時彦記」と記し、明治二十二年遷宮の祝詞が御巫清直の作文によるものと注記していることから知られる。但、注記によれば立柱祭以前の祝詞は別人の作とする。しかし松木時彦の注記に反して立柱祭以前についても御巫清直の作であることを裏付けるのは、神宮文庫蔵『御巫清直雑考』（一門一一五九三号七八点）のなかにも同様の祝詞があり、その中に立柱祭以前の遷宮祭祝詞（山口祭・木本祭・木曾山山口木本祭祝詞・同祓詞）が含まれていることである。『明治己丑遷宮公文類纂』と御巫清直の著作を併せた三種類の資料に収載されている祝詞・祓詞等を表にすると、以下のようになる。

『明治己丑遷宮公文類纂』

『明治廿二年遷宮諸祭祝詞文』

『御巫清直雑考』

山口祭

祓詞・祝詞・斎庭祓詞

祝詞

祓詞・祝詞

木本祭

祓詞・祝詞・斎庭祓詞

祓詞・祝詞

木曾山山口木本祭

祓詞・祝詞

祝詞

祓詞・祝詞

鎮地祭

祓詞・祝詞

仮御樋代木伐採式

祓詞・祝詞

立柱祭

祓詞・祝詞

御形祭

祓詞・祝詞

上棟祭

祓詞・祝詞

檐付祭

祓詞・祝詞

豊祭

祓詞・祝詞

御戸祭

祓詞・祝詞

御船代祭

祓詞・祝詞・齋庭祓詞

心御柱祭

祓詞・祝詞

杵築祭

祓詞・祝文(口申)

後鎮祭

祓詞・祝詞

川原大祓

祓詞・祝文

遷御

祝詞(遷御前後)

×祝詞(宝治元年遷宮記に同じ)

奉幣

使御祭文

御神楽御饌

祓辭・祝詞

祓詞・祝詞

御神楽秘曲奏行奉告

御祭文

宮川河原祓

祓辭

祓詞

△宇治橋渡始

祓詞・祝詞

祓詞・祝詞

祓詞・祝詞

祓詞

祓詞・祝詞

祝詞・歌詠

祓詞・祝詞

祓詞・祝詞

祓詞・祝詞

祓詞・祝詞

祓詞・祝詞

祓詞・祝詞

祓詞・祝詞

祓詞・祝詞

『明治己丑遷宮公文類纂』に載らないその他の清直作成祝詞

『明治廿二年遷宮諸祭祀祝詞文』

『御巫清直雜考』

△宇治橋大橋万度祓初啓祝辭

祓詞

祓詞

△大祓祝詞數遍略誦數祓

祓詞

祓詞

△滿數之後退啓祝辭

祓詞

祓詞

御装束御神宝祓清

祓詞

遷奉大神宮

祝詞（延喜祝詞式所収のものと同じ）

△……明治二十二年新儀式

×……『明治己丑遷宮公文類纂』と異なるもの

以上のように、『明治己丑遷宮公文類纂』に所収の遷宮祭の祝詞と比較すると、松木時彦の指摘のように多くの祝詞の作成に御巫清直が関わっていたことを知ることが出来る。

しかし中には幾つか異なる点を指摘することが出来る。

一、御用材伐採現場で行う山口祭、木本祭、木曾山山口木本祭、御船代祭などでは「齋庭祓詞」が付加されている。

二、鎮地祭、仮御樋代伐採式の祝詞などの案文が作成されていない。

三、杵築祭に歌詠が付されていない。

四、遷御の祝詞のように、実際には内容の異なったものが使われている。

一については新しい考え方であろう。二については現在のところ作成しなかった理由は不明である。

三は個人個人が唱えるものであり、刊行された杵築祭の式次第の中に含まれていて、祝詞と同一とすることを避けたと考えられる。四については、これだけに限ったことではないが、結果的には内務省への伺の結果奉遷使側で独自に作成されたと考えられよう。

さて、御巫清直の作成になる祝詞の訂正の段階から見ると、『御巫清直雑考』が先ず出来、続いて『明治廿二年遷宮諸祭祀祝詞文』の順番につくられたことが分かる。⁽²⁵⁾

さてこの史料の性格についてみてみよう。『明治廿二年遷宮諸祭祀祝詞文』の中の「遷奉大神宮祝詞」は遷御の際の祝詞であり、延喜祝詞式に所収のものである。御巫清直はこれについて

延喜式ニ如右載置カレタルニ、其後三百四十年許ヲ経テ、宝治元年遷宮記ニ使參御階下申詔刀文ニ云クとして、当時の遷御前後の祝詞を上げているが、現在と同様の古殿・新殿の御階前で奉遷使が読進するのは、貞治三年（一二六四）遷宮以来神宮で書し、奉遷使に進める形式を天正再興以降明治二年まで略儀で継承してきたということ踏まえ、次のように記している。

今般ハ延喜ノ式ニ拠ラル、ヤ、又近例ノ如ク神宮ニテ儲備スヘキカ、其方向ヲ伺フ所ナリ

すなわち明治二十二年度遷宮の新しい祝詞の制定について、神宮として内務省へ伺をたてた時の案文であるといつてよいであろう。つまり御巫清直のこの祝詞の一冊は、内務省へ伺う際の素案として記されたと考えてよいと思われる。さて御巫清直と遷宮祭の遷宮の祝詞との関わりは、天保九年に御巫内人に補任されて間もない天保十三年三月、自らが中心となって斎行した山口祭（嘉永二年式年遷宮）に始まる。外宮の山口祭では、修祓を菅裁物忌が行い、祭典の祝詞は御巫内人が奏上するのが慣例となっている。その行事の詳細な記録によれば従来から受け継いだ祝詞について「作詔刀文前々所用文体野拙、神謄可レ恥之至也、今以短才不レ顧他謗聊依旧卷以作之而已」として、旧来の稚拙な祝詞を改正して独自に作ったことを記している。⁽²⁶⁾

以上のこれら、嘉永二年度（『馬工記』卷一所収）、明治二十二年度（『御巫清直雜考』）祝詞と、その後公刊の昭和四年度遷宮の三種類の祝詞を比較してみると以下の通りである。適宜段落を付けた。

『馬工記』一天保十三年三月

『御巫清直雜考』明治二十二年度

『昭和四年度祝詞』

御杣乃山口_尔坐_須皇神等_乃大前_尔御巫内人

御杣乃山口_尔坐_須皇神等_乃前_尔白_久

御杣乃山口_尔坐_須皇神等_乃前_尔白_左

石部清直_志美恐_美白_久

掛麻_久畏_支豊宇氣皇大神_乃御殿乎_{二十}

掛麻_久畏_支天照坐皇大神_乃御殿乎_{二十}

掛_余麻_久畏_支天照坐皇大神_乃御殿乎_{二十}

年_尔一度新_久仕奉_留事_波飛鳥_乃淨御原_乃宮_尔

年_尔一度新_久仕奉_留事_波皇神祖_乃遠_依

十年_尔一度新_志造仕奉事_波遠天皇_乃御

大八島国知_志皇御孫命_乃天地止_共尔

代_与里_天地止_共尔

代_与里_天地登_共尔

不改_支常典_止立賜_比敷賜_留御法_乎受被賜

不改_支常典_止立賜_比敷賜_留御法_乎受被

不改_支常典_登立賜_比敷賜_留御法_乎受被

坐_豆今_毛行賜_布紹命_乃隨_尔

賜坐_豆今_毛行賜_布紹命_乃隨_尔

賜坐_豆今_母行賜_布紹命_乃隨_爾

皇神_乃敷坐_須遠山近山_乃大峡小峡_尔生立_留

皇神_乃敷坐_須遠山近山_尔大木小木_乎波

皇神等_乃敷坐_世遠山近山_尔生立大木

大木小木_乎齋斧_以豆本打切末打断_司中間

本打切末打切_持参来_豆

小木_乎波本末打切_里持参来_豆

手持出来_豆

下都石根_尔宮柱太敷立高天原_尔千木高

下都石根_尔宮柱太敷立高天原_尔千木

下都石根_尔大宮柱太敷立_豆高天原_尔千

知_豆皇大神_乃瑞_乃御殿仕奉_豆

高知_豆皇大神_乃瑞_乃御殿仕奉_豆

木高知_豆皇大神_乃瑞_乃御殿造仕奉_里

天乃御蔭日_乃御蔭止_豆隱坐_豆平_介久安_介久鎮_利定

天乃御蔭日_乃御蔭止_豆隱坐_豆平_介久安_介久鎮_利

天乃御蔭日_乃御蔭登_志隱坐_豆平_介久安_介久

利令坐奉_良牟止_為豆

定利令坐奉_良牟止_為豆

鎮_里定_里令坐奉_良牟登_為豆

奉留宇豆^乃幣帛^波五色^乃薄純木綿

金^乃人形鏡鉾長刀子雜々^乃物御酒

波^乃甕^乃閑高知甕^乃腹滿並^豆雜脂堅魚鮑^亦至
乃^弓横山^乃如久置所足^豆

奉留宇豆^乃幣帛^手安幣帛^乃足幣帛^止皇神

等^乃御心^亦平^亦久^久所聞食^止

恐^美恐^美心^美白^須

奉留宇豆^乃幣帛^波明妙照妙和妙荒妙

金^乃人形鏡鉾長刀子雜々^乃物備

奉^利利^者雞^乃生御調鶏^乃卵^手取並閑御酒^者甕
乃^閑閑高知甕^乃腹滿雙^豆和稻荒稻^亦大野

原^亦亦^生生物^者甘菜辛菜青海原^亦住物^者鱒
廣物鱒^狭物與都藻菜^辺都藻菜^亦至^乃弓
横山^乃如久置所足^豆

奉留宇豆^乃幣帛^手安幣帛^乃足幣帛^止皇神

等^乃御心^亦平^亦久^久所聞食^止

皇大神^乃御殿^手供奉^留官人等

事不過加多良加^亦令仕奉賜^止

称辞竟奉^久止^白須

奉留宇豆^乃幣帛^波明妙照妙和妙荒妙五

色乃物

鉄乃人形鏡鉾長刀子雜々^乃物^平備

奉^里里^乃雞^乃生御調鶏^乃卵^手取並^借御酒^者甕^乃
閑高知^里甕^乃腹滿雙^借和稻荒稻^亦大野

原^亦亦^生生物^者甘菜辛菜青海原^亦住物^者鱒^乃
廣物鱒^乃狭物與都藻菜^辺都藻菜^亦至
留^麻麻^は横山^乃如久置足^波志^氏

奉留此乃宇豆^乃幣帛^手安幣帛^乃足幣帛

皇大神等^乃御心^亦平^亦久^久聞食^志氏

皇大神^乃御殿^手仕奉^留官人等

事不過加多良加^亦造令仕奉賜^留

称辞竟奉^良久^登申^須

以上三つの祝詞を比較すると、遷宮に関わる祝詞の文意はそれほど変わらず、その修辭に清直の特徴が現れていることを知ることが出来る。またそれはその後昭和四年の遷宮にも変わり無く引継がれることを知ることが出来る。このことから言えるのは、明治二十二年度式年遷宮の祝詞に作成されたものは実は、御巫清直が早く三十一才の時に旧儀復興に努めて奉仕した、嘉永度遷宮の山口祭の時に作成した考え方が引き継がれているといえよう。

また明治二十二年度遷宮の祝詞を昭和四年度のものと比較してみると、助詞の漢字や、祭神名の表記の違いなどが

指摘できるものの、一部修正した形のままで全文が継承されている。⁽²⁷⁾

因みに近世に使用されていた両宮の祝詞は以下の通りである。先述のように必ずしも各時代の祝詞が記録されているわけではなく内宮の場合、明治二年度式年遷宮山口祭祝詞、外宮では明和度遷宮山口祭祝詞しか管見に入らなかつた。明治二十二年度遷宮の祝詞との違いは明瞭である。

(内宮)

『皇太神宮造替諸祭行事』二見定直著⁽²⁸⁾

文政五年三月七日ノ今時ヲ以神路ノ山口ニ座皇神達ノ前ニ白ク

常例ノマニマニ二十年一度天照座皇大神ノ新宮造仕奉ニ依テ山向物忌カ忌鎌ヲ以テ艸木苻初諸役夫等遠山近山ニ生立ル大木小木ヲ本末伐テ持參皇大神ヲ瑞ノ御殿奉仕為ニ

(外宮)

『類聚遷宮禊例』一、山口祭之部⁽²⁹⁾ (宝曆十二年三月六日条)

謹請再拜々々宝曆十二年壬午三月五日時已

今乃時於以祓所乃八百万乃神達乃広前仁度会神主貞両依御巫貞紀代恐美恐美申須

茲年与利御杣山仁入留大小乃土及比諸及役夫等仁至留万天深山幽谷仁臨美汚穢不淨乃罪科於令免不為不事仁伐採利仕奉牟加為仁雖致精進誠於自從類付眷属仁不信懈怠乃輩茂相交良牟与依恐美恐美思給仁

大中臣乃祭文ヲ以天祓申志清申須状ヲ平介久安介久聞志食与申須

さて以上のように明治二十二年度の遷宮に使用された祝詞の案を御巫清直が作成したことは間違いないであろう。但、立柱祭以前に斎行されるなかでも鎮地祭や木造始祭の祝詞については御巫清直の案が見当たらず、未見であるの

で、それらまでが必ずしも御巫清直と断定することは出来ない。しかし近代に入って最初の遷宮となった明治二十二年遷宮の祝詞の集大成に深く関わっていたことを知る事が出来る。

おわりに

明治二十二年遷宮に関連し、御巫清直がどのようにかわったかについて、造営方針、祝詞の制定に限ってみてきた。それ以外の例えば、祭式等については必ずしも、どれほど御巫清直が関わっているかいまのところ明確にすることが出来ない。ともかく明治の御改正で旧職制の変更により新しい祭式制定などが行われた中で、久邇宮朝彦親王祭主宮の強力な復古方針などにより、旧儀の考証などが積極的に行われたのであった。その時に御巫清直は神宮考証の第一人者として果たした役割は計り知れないものがあつたといつてよいであらう。

注

- (1) 『神宮明治百年史』(上)一四四頁(明治四年の神宮御改正)
- (2) 『神宮明治百年史』(上)二九九頁(「神宮の祭祀」)
- (3) 『明治四年以降神宮職員年表』神宮文庫編 平成三年三月刊。「神宮司庁分課沿革表」
- (4) 『伊勢の遷宮』中西正幸著。一三三頁
- (5) 『神宮明治百年史』(上)三四頁(「祭典課日誌」明治八年一月四日)

神宮御造営等御改定上申

本邦上古宮殿之制其詳ナル得テ知ヘカラス候得共、茅茨白板其它素樸ノ古風今ニ存シテ古ヲ徴スヘキ物独 神宮ニ有之、苟如此者アラハ一物ノ徴ト雖、敬重保存セサルヘカラス、况赫々タル 天祖大神ノ鎮座シ玉フ所ニ於テオヤ、夫レ 神宮宮殿ノ制之ヲ延曆奏上ノ帳、延喜官撰ノ式ニ載セ候得共、中世ノ乱雜ヲ経テ宮作完カラス、文祿慶長以來稍旧制ニ復スト

雖、稽証未タ明ナラス、百事苟且往々其宜ヲ失ヒ、御不体裁少カラス、恐懼ノ至リ存奉候、就テハ日今未タ御造宮ノ年限ニ至ラス候得共、豫メ改正釐革ノ見込ヲ立、奏請制可ヲ蒙リ置申度、故ニ今謹テ古儀ヲ徴シ、今制ヲ考へ、広ク識者ニ問ヒ、衆議ニ質シ、宮殿ノ宮作、御敷地ノ位置、遷御ノ儀式ヨリ諸祭ノ月日ニ至迄、其古ニ復スヘキ、今ニ従フヘキ、改造スヘキ、新添スヘキハ皆各其宜ヲ斟酌撰定シテ別冊見込帳図面等別紙目錄ノ通差上候条、特殊ノ廟議ヲ以テ速ニ御採聽制可被為在候様可然御執奏相願候也

明治八年一月四日

祭主 三条西季知

教部省大輔 六戸 (王幾) 殿

追テ本文ノ外神宝御装束等モ古儀今制紛乱御不都合之廉モ有之候条、右御改定ノ見込ハ不日上申可仕候、此段御承知可被下候也

(6) 文中にある「別冊見込帳図面」などを未見のためどのようなものであったか不明。

(7) 『明治四年以降神宮職員年表』神宮文庫編。七頁

(8) 「神宮祭主宮時代の御事蹟を拝して」松本勝三著、『朝彦親王景仰録』久邇宮朝彦親王五十年祭記念会編、昭和十七年十月刊。一一一―一二四頁

(9) 『明治二十二年度正遷宮造宮記』(一門七〇二八号)。「明治十一年十一月二十一日三重県への照会案」

明治二年度遷宮について、全期間を通した公式の記録としての遷宮記は両宮共に見出せない。

(10) この明治二十二年度遷宮についての大きな経緯については胡麻鶴醇之著「戦前三代の式年遷宮」(『神宮・明治百年史』(上)所収)、中西正幸著「永世への祈り」(『神道文化会刊』)などに詳しい。

(11) 村瀬美樹「御装束神宝の古儀調査を中心として」『神宮・明治百年史』(上)所収。五四―二頁。

(12) 『明治二十二年度正遷宮造宮記』

(13) 『明治己丑遷宮公文類纂』三九工事篇一

(14) 大神宮叢書『神宮神事考証』後篇所収

(15) 大神宮叢書『神宮神事考証』後篇

(16) 例えば、内宮の板垣について

板垣 老重

廻長百四拾八丈六尺

右延暦儀式帳ヲ以テ考証ス。

○延暦儀式帳ニ、板垣、廻長一百卅八丈トアリテ何レモ異ナシ。校訂本ノ上層ニ、卅八丈、或本作四十八丈ト記ス。其或本トイフモノ何本ナリヤ信スルニ足ラス

以上のように記すが、或本とは井面、小藤波家本にのみあるとの頭注あり、御巫清直は当時見なかつたに違いない。

(17) 大神宮叢書『神宮神事考証』後篇六六八頁

(18) 『神宮神事考証』後篇付録にこのことを十五年とするのは恐らく間違いで、十三年のことか。

(19) 大神宮叢書『神宮神事考証』後篇「御巫清直翁伝」一一頁

(20) 神宮文庫蔵一門二五七八号七七冊

(21) 内院の東西宝殿は旧来、正殿の真横にあつたものを、現在見るように後方に移したのは明治二十二年度遷宮からである。

(22) 『玉垣荒垣附蕃垣勘文』（慶応三年）（大神宮叢書神宮神事考証）中篇所収によれば、板垣は地上五尺、地下四尺と推定

する。また外宮の東西宝殿についても内宮と同時に配置について考証をし、御正殿前で妻側が南北になるように変更を上申したが、結果はそうはならなかつた。

(23) 現在までに公刊されたものは以下の通り。

『神宮式年御遷宮始前後諸祭式』（明治二十二年一月刊）

『明治四十二年度神宮式年御遷宮諸祭式』

『昭和四年度神宮式年遷宮祭式』昭和四年九月刊（祝詞篇を初めて付し、以下例となる。）

『第五十九回神宮式年遷宮祭式及祝詞』昭和三十一年三月刊

『第六十回神宮式年遷宮祭式及祝詞』昭和五十一年三月刊

『第六十一回神宮式年遷宮祭式及祝詞』平成八年三月刊

(24) 「近世の遷宮記録」中西正幸著、『皇學館大學神道研究所紀要』五号、平成元年二月刊

(25) 『明治廿二年遷宮諸祭祝詞文』所載の祝詞は「――祭仕奉^{留止}為^寫△職人等^力過犯……」とあり、△の部分欄外に「儲備^{諸備}

種々^カ味物及」の追加があるが、『御巫清直雜考』ではこの追記がないことから知られる。

(26) 『馬工記』卷一(神宮文庫蔵一門一〇三九四号)

(27) 明治二十二年度遷宮祝詞の用字は昭和四年度に次のように変更になっている。

皇大神 ↓ 皇御神

平入 ↓ 平々

閑 ↓ 倍

豆 ↓ 氏

里 ↓ 利

止 ↓ 登

母 ↓ 毛

(28) 『類聚遷宮禊例』(御巫清直編、神宮文庫蔵 一門一〇三八八号九冊)

(29) 『皇大神宮造替諸祭行事』(二見定直著 神宮文庫蔵 一門一二九九号一冊)。内宮の地祭物忌であった二見定直が、文

政二年齋行の山口祭の旧儀について、明治六年に神宮司庁へ提出したもの。

『類聚遷宮禊例』卷一山口祭之部(御巫清直編、神宮文庫蔵 一門一〇三八八号九冊)

尚、御巫内人が祝詞に関わったその他の祭典として『類聚遷宮禊例』には鎮地祭・御船代祭の祝詞を見ることが出来るが、これも明治二十二年のものとは異なっている。

鎮地祭(明和度遷宮)

謹請再拝々々明和六己丑正月二十二日時巳

御地曳祭日時依宣御勤行今乃時於以天祓所乃八百万乃神達乃広前仁御巫内人度会貞紀恐美恐美申久
西乃御宮地為修啓某精進乃誠於致止雖自從類眷属天不信解怠乃鬻毛相交良牟加止恐美思比給仁依天

祭文於以天祓申志清申久状乎平久安良介久聞食止申須

御船代祭(寛延度遷宮)

謹請再拝々々寛政元己酉年八月十三日時辰

正宮御船代并東西相殿御船代乎清奉羅武為尔今乃今辰乎以御巫内人石部貞武殿所乃神達乃広前尔恐美恐美毛申須
某兼而清渚乃藻屑搔流志雖精進乃誠乎致止從類眷屬尔附天不信解怠乃羆毛相交良武止恐美思比給尔依天辭詞申奉留此状乎
平介久安介久聞食止啓須
御巫清直の遷宮関連の考証及び資料類聚他。

○嘉永二年度（一八四九）遷宮

『山口祭木本祭勸文』

外宮長官に奉る（天保十三年）〔神宮遷宮記〕卷六卷所収）

山口祭神饌の取り扱い、木本祭の同日斎行の祭儀是正の問題提起。

『類聚遷宮襍例』

（神宮文庫蔵一門一〇三八八号九冊）

御巫内人が関わる遷宮諸祭の内九種の祭典について、永祿遷宮以降文政迄の各遷宮の記録を類聚したもの。

○明治二年度（一八六九）遷宮

『玉垣荒垣附蕃垣勘文』（慶応三年）〔大神宮叢書神宮神事考証〕中篇所収）

中世以降廃絶の外玉垣・板垣についての勘文。

『二宮東西宝殿位置考』（明治二年）〔大神宮叢書神宮神事考証〕中篇所収）

東西宝殿についての位置考証。

○明治二十二年（一八七九）遷宮

『両宮装束神宝通証』

（大神宮叢書神宮神事考証）中篇所収）

遷宮毎に調進される御装束神宝の古儀を考えるために諸史料を類聚したもの。

『両宮諸殿舎古儀丈尺見込意見』

（大神宮叢書神宮神事考証）中篇所収）

明治二十二年度遷宮のため、蘭田守官が諸殿舎の丈尺を『両宮儀式帳』以下の諸書によって考証したものに対して、清直が意見を注記したもの。

『明治廿二年遷宮諸祭祝詞文』

(神宮文庫蔵一門六八六七号・一一五九三号)

山口祭にはじまる遷宮諸祭の祝詞を自作し集大成したもの。

『御形考証』

『棠齋雜抄』所収(神宮文庫蔵一門六九四七号一冊)

杉山直樹編写。八点の史料を書写する中の冒頭に『御形考証』が御巫清直の著作として収められている。

『造宮使拝賀大饗山口祭』

木本祭採心御柱

旧例抄書並近例勘注』

(神宮文庫蔵一門六九四六号)

『造宮使拝賀』から「採心御柱」までの遷宮諸祭の史料集及び勘注。松木時彦の識語によると「明治二十二年遷宮の前、禰宜御巫清直氏が編輯自書して造宮使庁へ提出されし所なり、同三十五年禰宜松垣貞吉氏に随行して同庁に出頭の際、清之紙に浄写を依頼し一冊を製し神宮儀式課に備ふ、神宮権禰宜松木時彦」と記す。